【2015 年度申請用】

エステティックサロン認証　応募要項

（2015 年 4 月 1 日より実施）

申請事業者要件

サロン認証を申請する事業者は、次の要件を満たしている必要があります。

（ア）　事業拠点が日本国内にあること

（イ）　エステティックサービス事業を 1 年以上にわたり営んでいること

（ウ）　申請事業者の名称が、日本国内において、1 年以上使用され運営が継続されていること

（エ）　独自に消費者相談担当者(窓口)を設け、また業界団体が開設している消費者相談窓口、及び運営するサロン所在地を管轄する消費生活センター等より当該サロンに対する消費生活相談内容に関する情報を定期的に収集し、サロン運営に反映させていること。

（オ）　「風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第二条」に該当するいわゆる「性風俗関連特殊営業」の事業を営んでいないこと

（カ）　事業者の責任者または事業管理責任者は、当機構が主催する「経営者・管理者講習会」を受講し受講修了証を所持していること。

（キ）　申請日の前3年以内に次に掲げる事由に該当していないこと

⑴公序良俗に反する事業を行っている

⑵反社会的勢力及び団体と関係を有する

⑶解散又は破産している（民事再生法・会社更生法・特別清算等の適用会社を含む）

⑷補助、補佐及び後見の宣告を受けている

⑸「特定商取引に関する法律第四十六条及び四十七条」に基づき指示・停止命令がなされている※1

⑹上記⑤以外に事業の運営に関わる違法行為により行政処分・刑事処分を受けている※1

⑺当機構における認証判定委員会において不適合の判定を受け、その後も認証の取得ができないまま改善計画を実行していないサロンを運営している※1

⑻運用規程第三十二条の認証取消処分を受けたサロンを運営している※1

注意

- 「美容ライト脱毛」※2以外の光線を使用した脱毛、いわゆるアートメイク、まつ毛パーマを実施しているサロンはエステティックサロン認証基準の対象となりません
- ケミカルピーリングについては制限があります
- まつ毛エクステンションは、美容師が美容所で行う場合のみ対象となります

※1 上記の申請者要件の(キ)(5) (6) (7) (8) を理由に申請が留保されている事業者は、前述の(5) (6) (7) (8) の理由となった事項に関する改善計画書を当機構に提出し認証判定委員会が実施する審査に合格した場合に限り、申請者要件（キ）に定める期間を短縮してサロン認証の申請を行うことができます。但し、事業者がサロン認証の申請を行うことができる期間は認証判定委員会の審議にて決定いたします。

※2 当機構の定める「美容ライト脱毛」の定義は以下のとおりです。

「美容ライト脱毛」とは、除毛・減毛を目的に皮膚に負担を与えず毛の幹細胞を破壊しない範囲で、エステテティックサロンにおいて行われる光脱毛をいう。

申請期間

第 8 回　2015 年 4 月 1 日～2015 年 6 月 30 日　（認証付与予定　2016 年 1 月）

第 9 回　2015 年 7 月 1 日～2015 年 12 月 31 日　（認証付与予定　2016 年 7 月）

申請の単位と対象

エステティックサロン認証を申請しようとする事業者は、サロン単位で申請します。例外として申請事業者自身が経営していないサロンであっても百貨店等から業務委託されて運営している者は、申請事業者となることができます。ただし、業務委託元事業者の審査協力の同意が必要です。

サロン認証の申請をしようとするサロンは次の要件を満たしていることが必要です。
(ア) 申請事業者が申請サロンを 1 年以上継続して運営していること。
(イ) 申請サロンの名称が、日本国内において 1 年以上使用され運営が継続されていること。

認証の種類

当機構はサロン認証において「継続型サロン認証」と「非継続型サロン認証」の二種類があります。

(ア)「継続型サロン認証」

エステティックサービス提供の期間が1ヶ月 (エステティックサービスを提供するために必要な商品について、1ヶ月を超えて使用する量を販売した場合には、エステティックサービス提供の期間が1ヶ月以下であっても、ここに含む)を超えかつ契約金額が 5 万円(エステティックサービスを提供するに当たり販売した商品の金額を含む)を超える契約を締結する事業を営むエステティックサロンを対象とする。

(イ)「非継続型サロン認証」

継続型以外の事業を営むエステティックサロンを対象とする。但し、下記の(1)及び(2)を条件とします。
(1)この認証を取得しようとするエステティックサロンは、申請時に(ア)に係わる契約取引を行っておらず、また今後も同様のエステティックサービスの提供を行わないことを誓約する誓約書を提出し、当機構による確認を受けるものとする。

(2)この認証を取得したエステティックサロンは、(ア)に係わる契約取引を行うことはできない。「継続型」の形態を取る場合は、新たに(ア)の認証を取得しなければならない。

提出書類

申請事業者は、申請の際、次の申請書類を提出してください。((ス)は 2015 年 7 月以降、必須となります。)

書類名	入手先
(ア)エステティックサロン認証受審申請書	当機構の定型書式があります
(イ)エステティックサロン認証申請誓約書	
(ウ)施術内容に関する誓約書	
(カ)国民生活センター宛の PIO-NET 情報開示申請書	
(キ)-1 自社消費生活相談情報の提供についての同意書	
(キ)-2 相談件数に関する報告書	
(キ)-3 相談内容に関する報告書	
(オ)パンフレット等 消費者配布資料	現在使用しているものを 提出してください
(ク)広告物(チラシ、フリーペーパー、ホームページ等)の直近3種類	
(ケ)カウンセリングシート(コースカルテ)	
(コ)概要書面及び契約書(継続型のみ)	
(サ)説明交付確認書(継続型のみ)	現在使用しているものもしくは各サロン独自で作成してください。当機構の定型書式もあります。
(エ)発行後3ヶ月以内の登記簿謄本 (個人経営の場合は代表者の住民票)	法務局等でお取り寄せください。
(ス)当機構主催「経営者・管理者講習会」受講修了証	経営者又は事業管理者名のもの

「美容ライト脱毛」実施サロンに関しては次の書類も提出して下さい。

書類名	入手先
(シ)-3「美容ライト脱毛」に使用する機器の取扱説明書	メーカーから取り寄せてください
(シ)-4「美容ライト脱毛」に使用する機器が当機構の定める安全基準に適合していることを証明するもの	使用する機器メーカーが所有する日本エステティック振興協議会発行「美容ライト脱毛機器適合審査証明書」のコピー。メーカーから取り寄せてください。 注：使用機器が当機構の安全基準に適合している証明は上記審査証明書を有していることとします。
(シ)-1「美容ライト脱毛」実施サロン誓約書	当機構の定型書式があります
(シ)-2「美容ライト脱毛」技術者名簿	
(シ)-5 美容ライト脱毛対応賠償責任保険チェックシート	

申込先（郵送）

〒102-0093 東京都千代田区平河町 1-6-15 USビル 5 階

エステティックサロン認証 申請受付係

※上記、申請受付係宛に送付してください。なお、応募書類については一切返却いたしません。

認証関連諸費用

	継続型サロン	非継続型サロン
審査申請費用	￥40,000	￥30,000
認証費用（登録費）	￥50,000	￥30,000
合計金額（3ヶ年分）	￥90,000	￥60,000

（消費税は含みません。）

振込先

申請が受理されますと、受理通知書とともに請求書を送付します。

審査申請費用(消費税を加算した金額)を下記の銀行までお振り込みください。

銀行 三菱東京 UFJ 銀行 麹町支店

(普通)口座名 特定非営利活動法人日本エステティック機構

口座番号 1110226

※振込み手数料は各自でご負担願います